

専利法（特許・意匠・実用新案）施行細則の改正動向

何度かの改正を経た「専利法（特許・意匠・実用新案法）¹施行細則」は、昨今の法規の緩和を踏まえて、専利権者及び質権者の権益を考慮するとともに、質権登録手続きの簡素化、並びに専利証書の再交付又は差替えの申請事由の緩和を鑑み、昨年 10 月に第 67 条、第 80 条条文が改正された。また、専利審査の実務上の要求から審査の効率を向上させるために、今年 1 月に本施行細則第 17 条、第 28 条の改正草案が予告されている。

前回の改正条文（2022.10.20）及び今回の改正草案の内容については、以下の通りに対照表にして付す。

「専利法施行細則」第 67 条、第 80 条改正（現行法）		
改正 条号	改正内容	改正前条文
	2022.10.20	2022.06.24
第 67 条	<p>専利権の質権登録を申請する場合は、専利権者又は質権者が願書を提出するとともに、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 質権設定登録を申請する場合、その質権設定契約又は証明書類 2. 質権変更登録を申請する場合、その変更の証明書類 3. 質権抹消登録を申請する場合、その債権の弁済証明書類、質権者が質権抹消設定に同意した証明書類、裁判所の判決 	<p>専利権の質権登録を申請する場合は、専利権者又は質権者が願書及び専利証書を提出するとともに、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 質権設定登録を申請する場合、その質権設定契約又は証明書類 2. 質権変更登録を申請する場合、その変更の証明書類 3. 質権抹消登録を申請する場合、その債権の弁済証明書類、質権者が発行する抹消設定同意書、裁判所の判決書及び判決確定

¹ 台湾の「専利法」に基づき、「専利」は、特許（中国語：「發明專利」）、実用新案（中国語：「新型專利」）、意匠（中国語：「設計專利」）三つの種類に区分されている。つまり、台湾における「専利権」は三つの権利の総称であり、日本の「特許権」よりも広い意味で使われている。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>書及び判決確定証明書、又は法律に基づき裁判所の確定判決と同一の効力を有する証明書類（第1項）</p> <p>前項第1号の質権設定契約又は証明書類には、次に掲げる事項を明記しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特許、実用新案、意匠の名称又はその専利証書番号 2. 債権金額及び質権設定の期間（第2項） <p>前項第2号の質権設定期間は、専利権の期間に限定される。（第3項）</p>	<p>証明書、又は法律に基づき裁判所の確定判決と同一の効力を有する証明書類（第1項）</p> <p>前項第1号の質権設定契約又は証明書類には、次に掲げる事項を明記しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特許、実用新案、意匠又はその専利証書番号 2. 債権金額及び質権設定の期間（第2項） <p>前項第2号の質権設定期間は、専利権の期間に限定される。（第3項）</p> <p>専利担当主務機関は、第1項の登録を行うとき、関連事項を専利証書及び専利権簿に追記しなければならない。（第4項）</p>
<p>第80条</p>	<p>次に掲げるいずれかの状況がある場合、専利権者は、理由を明記した願書を提出し、専利証書の再交付又は差替えを申請することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専利証書が滅失又は紛失した場合 2. 専利証書が古くなり又は破損した場合 3. 専利証書の記載事項が変更する場合。（第1項） <p>前項の規定に基づき専利証書を</p>	<p>専利証書が滅失、紛失又は破損して使用に堪えない場合、専利権者は、書面を以って理由を説明し、再交付又は差替えを申請しなければならない。（第1項）</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	再交付又は差替えをするときは、元の専利証書の無効を公告しなければならない。(第2項)	
--	--	--

「専利法施行細則」第17条、第28条改正草案予告		
改正 条号	改正内容 草案	現行条文 2022.10.20
第 17 条	<p>特許を出願する場合は、次に掲げる事項を明細書に記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発明の名称 2. 技術分野 3. 従来技術：出願人が知っている従来技術であり、当該従来技術の関連資料を添付してもよい。 4. 発明の内容：発明が解決しようとする課題、課題を解決するための技術と手段、及び従来技術に比した効果。 5. 図面の簡単な説明：図面がある場合は、図番号順に従って、簡潔な文言で説明しなければならない。 6. 実施形態：1つ以上の実施形態を記載し、必要に応じて実施例で説明してもよい。図面がある場合は、図面を参照して説明を加えなければならない。 7. 符号の説明：図面がある場合、図番号順又は符号順に従って、図面の主要な符号を列記して説明しなければならない。 	<p>特許を出願する場合は、次に掲げる事項を明細書に記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発明の名称 2. 技術分野 3. 従来技術：出願人が知っている従来技術であり、当該従来技術の関連資料を添付してもよい。 4. 発明の内容：発明が解決しようとする課題、課題を解決するための技術と手段、及び従来技術に比した効果。 5. 図面の簡単な説明：図面がある場合は、図番号順に従って、簡潔な文言で説明しなければならない。 6. 実施形態：1つ以上の実施形態を記載し、必要に応じて実施例で説明してもよい。図面がある場合は、図面を参照して説明を加えなければならない。 7. 符号の説明：図面がある場合、図番号順又は符号順に従って、図面の主要な符号を列記して説明しなければならない。(第1項)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p>い。(第1項)</p> <p>明細書は、前項各号に定められた順序及び方式に基づき記入し、標題を付けなければならない。ただし、発明の性質が他の方式による表現によってより明確な場合は、この限りでない。(第2項)</p> <p>明細書は、各段落がより明確に識別できるように、各段落の前には、角括弧付きの連続した4桁のアラビア数字で順に配列することができる。(第3項)</p> <p>発明の名称は、申請する発明の内容を簡潔に表し、無関係な文字を記載してはならない。(第4項)</p> <p>生物材料(微生物)又は生物材料の利用に関する特許の出願は、その生物材料が寄託されている場合、明細書に寄託機関、受託期日及び受託番号を記載しなければならない。出願前に国外の寄託機関に寄託されている場合、国外の寄託機関、受託期日及び受託番号を記載しなければならない。(第5項)</p> <p>生物材料が本法律(専利法)第27条第5項の寄託機関に寄託さ</p>	<p>明細書は、前項各号に定められた順序及び方式に基づき記入し、標題を付けなければならない。ただし、発明の性質が他の方式による表現によってより明確な場合は、この限りでない。(第2項)</p> <p>明細書は、各段落がより明確に識別できるように、各段落の前には、角括弧付きの連続した4桁のアラビア数字で順に配列することができる。(第3項)</p> <p>発明の名称は、申請する発明の内容を簡潔に表し、無関係な文字を記載してはならない。(第4項)</p> <p>生物材料(微生物)又は生物材料の利用に関する特許の出願は、その生物材料が寄託されている場合、明細書に寄託機関、受託期日及び受託番号を記載しなければならない。出願前に国外の寄託機関に寄託されている場合、国外の寄託機関、受託期日及び受託番号を記載しなければならない。(第5項)</p> <p>特許に一つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場</p>
--	---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>れている場合、当該寄託機関が発行する証明書類は、当該生物材料の生存に関する証明がなければならぬ。(第6項)</p> <p>特許に一つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合、明細書は、特許担当主務機関が定める書式に従って単独で記載された配列表を含んでいなければならない。当該配列表は、特許担当主務機関の規定した電子ファイルで行うことができる。(第7項)</p>	<p>合、明細書は、特許担当主務機関が定める書式に従って単独で記載された配列表を含んでいなければならない。当該配列表は、特許担当主務機関の規定した電子ファイルで行うことができる。(第6項)</p>
<p>第28条</p>	<p>特許出願について分割を出願する場合、分割案件毎に願書を提出するとともに、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 明細書、特許出願範囲、要約及び図面 2. 生物材料又は生物材料の利用に関する特許出願の場合は、その寄託証明書類 (第1項) <p>次のいずれかの状況がある場合は、各分割出願案件を出願すると同時に陳述しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本法律 (専利法) 第 28 条第 1 項規定の優先権を主張するとき。 2. 本法律 (専利法) 第 30 条第 1 項規定の優先権を主張すると 	<p>特許出願について分割を出願する場合、分割案件毎に願書を提出するとともに、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 明細書、特許出願範囲、要約及び図面 2. 生物材料又は生物材料の利用に関する特許出願の場合は、その寄託証明書類 (第1項) <p>次のいずれかの状況がある場合は、各分割出願案件を出願すると同時に陳述しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本法律 (専利法) 第 28 条第 1 項規定の優先権を主張するとき。 2. 本法律 (専利法) 第 30 条第 1 項規定の優先権を主張するとき。(第2項)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>き。(第2項)</p> <p>第1項第1号の明細書は、元の出願案を出願したときの明細書の内容を完全に引用していない場合、相違部分に線を付け加えた頁を添付しなければならない。元の内容を削除する場合は、削除する文字の上に線を引かなければならない。新しい内容を追加する場合は、付け加えた文字の下に線を引かなければならない。また、第1項の願書において、相違部分について説明することができる。(第3項)</p> <p>分割出願は、元の出願案の専利の種類を変更してはならない。(第4項)</p>	<p>分割出願は、元の出願案の専利の種類を変更してはならない。(第3項)</p>
--	--	--

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。